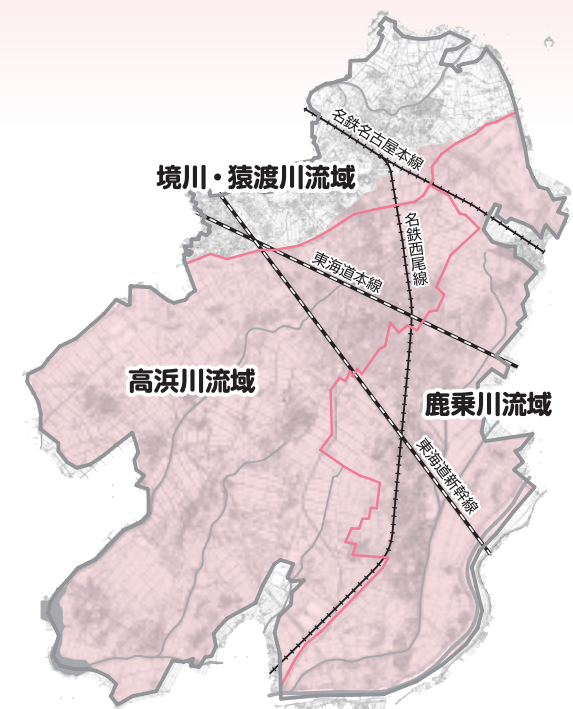


特集

みんなで取り組もう

雨水対策の新基準がはじまります

◀雨水対策の新基準に基づき区分けした地図。次の基準が適用される。
新基準▶境川・猿渡川流域→特定都市河川浸水被害対策法、高浜川・鹿乗川流域→安城市雨水流出抑制施設設置指導要綱、市内全域の既存開発地・小規模新規開発地→安城市雨水流出抑制施設設置技術基準



▼雨水貯留施設の設置例(安城市民交流センター)。一見すると、雨水貯留施設は確認できないが(右)、駐車場の地下には、雨水貯留槽が設置されている(左)。



近年、開発が進むにつれ、大雨などによる洪水や浸水被害の危険が増えています。
4月1日から、開発行為をする場合は、雨水対策の新たな基準に基づき、雨水を貯留・浸透させる対策が必要になります。

■**境川・猿渡川流域**
500平方メートル以上の土地で雨水がしみ込みにくくなる行為は、愛知県知事の許可が必要です。許可には、雨水を貯めたり浸透せたりする施設の設置が義務付けられます。

■**高浜川・鹿乗川流域**
500平方メートル以上の新規開発地を対象に、雨水を貯めたり浸透せたりする施設の設置をお願いします。

■**市内全域の既存開発地・小規模新規開発地**
浸水被害の防止、健全な水環境の保全、災害発生時の水を確保するため、雨水の流出を抑制する施設の設置をお願いします。

問▼土木課
(☎ 71) 2239)

今から取り組める雨水対策

「雨水タンクを設置し、雨水を貯める」「透水性舗装や浸透マスを設置し、雨水を地中にしみ込ませる」など、皆さんも取り組みましょう。

■雨水貯留浸透施設設置補助

雨水を貯めたり浸透させたりする施設の設置に、補助金を出します。(法律で設置が義務付けられたものを除く)

●**対象** 雨水タンク、浸透マス、浸透管、浸透側溝、透水性舗装

●**補助金額** 設置工事費の2分の1または限度額のいずれか低い額
※施設により、限度額が異なります。

●**注意事項** ①設置工事着手前に申請してください ②借地の場合は、土地所有者の同意が必要です ③補助の対象にならないものがありますので、事前に土木課へ相談してください

●施設設置の利点

- 庭木の散水などに雨水を利用することで、水道料金を節約できます
- 災害時に、代替水源として利用できます
- 河川や下水道への負担が軽減されます

雨水の流出を抑制する施設の設置例

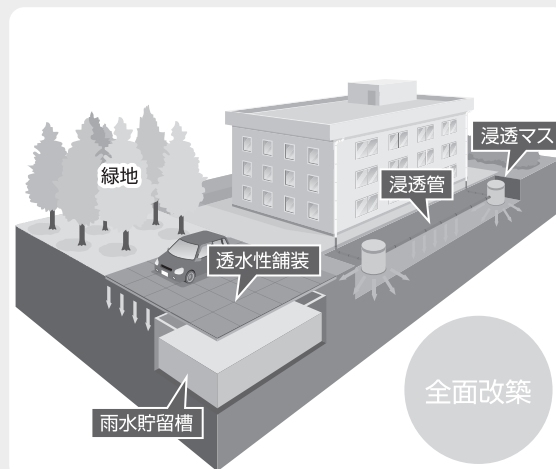
で囲まれた部分は、新しい法律・指導要綱が適用され、それ以外は、技術基準が適用されます。

新規開発地

敷地面積
500㎡
以上



既存開発地



敷地面積
500㎡
未満

